

業務委託仕様書

1. 業務名

タイ語版青森県 Facebook 情報発信業務

2. 委託業務内容

(1) Facebook を使用した情報発信及び問い合わせ対応

- ①既存のアカウント「Visit Japan」のフォロワーの獲得、アクセス数の向上を図るためにタイからの訪日旅行者が求める情報のニーズを分析し、それに合わせ、本県の魅力を発信すること。
 - ・契約締結後、履行期限までの期間で 40 回以上、県内観光情報の発信を行うこと。
 - ・フォロワー獲得に効果的な記事投稿及び広告配信の実施計画を示し、県と協議のうえ、実施すること。
 - ・投稿する観光コンテンツは、県と協議をして決定し、そのうえで作成すること。青森県内の観光コンテンツを印象的な画像・動画とわかりやすい説明等で紹介すること。取り上げる観光コンテンツの英語サイトがある場合は、そこに誘導すること。記事に添付する画像・動画は県が提供するもののほか、必要に応じて外部から許諾を得て手配したものを使用すること。
- ②青森県観光情報サイト多言語版（グローバルサイト）への誘導も積極的に行うこと。
- ③具体的な誘客行動に繋がる情報発信の方法を示し、実施すること。
- ④タイからの閲覧者にとって分かりやすい内容とするため、記事内容や画像・動画の選定についてはネイティブによる校正校閲を行うこと。
- ⑤記事に対するコメントにネガティブな投稿が寄せられた場合、県と協議のうえ、非表示にする等の対策を行うこと。
- ⑥ページに寄せられたメッセージについて、県と協議のうえ、必要に応じて回答すること。
- ⑦本業務での投稿において、青森県観光情報サイト多言語版（グローバルサイト）での引用を考慮し、権利関係の調整をすること。

3. 業務体制について

- ① 委託業務の責任者を配置し、委託業務作業時における情報を一元管理するとともに、問題解決等の窓口を一本化すること。
- ② 進捗管理、打合せを適時行うこと。
- ③ 品質管理を適切に行うこと。
- ④ ライター又は管理者など、運営スタッフにネイティブを含むこと。

4. 報告書

アカウントの投稿内容の日本語訳、投稿ごとのリーチ数、いいね数、シェア数、エンゲージメント率、簡単な傾向分析コメントを毎月報告すること。報告は、原則として翌月の 10 日までとする。

5. 特記事項

(1) 機密保持等

- ① 作業においては、青森県の個人情報保護条例及びセキュリティーポリシーに従うこと。
- ② 取り扱うデータ及びシステムと取り扱いには十分注意を払い、委託者の指定場所以外へ持ち出す場合は、委託者の許可を得ること。

(2) 著作権等一般事項

- ① 本システムに係る成果品（以下「成果品」という）については、成果品に関する著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる提案者が従来から権利を有している提案者固有の知識、技術に関する権利等については提案者に留保されるものとし、提案者がこれらを利用し成果品に類似した製品等を作成することを妨げない。
- ② 提案者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、提案者の責において解決するものとする。

6. その他

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、発注者と協議すること。

7. 履行期限 令和7年3月31日（月）